

大牟田市企業局告示第3号の1

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を行うので、大牟田市企業局契約事務規程（平成14年企業管理規程第3号）第2条において準用する大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年5月7日

大牟田市企業管理者 黒田省二

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 5082000004
- (2) 業務委託の名称 大牟田市公共下水道事業 重要下水道管路更新実施設計（R8-1工区）業務委託
- (3) 業務委託の概要
詳細設計（耐震設計含む）
ア 管更生工法（内径800ミリメートル以上）
ボックスカルバート 延長416メートル
イ 管更生工法（内径800ミリメートル以上）
円形管 延長85メートル
ウ 特殊マンホール（深3.5メートル以上4.5メートル未満）
1箇所
※ 詳細については、3で閲覧に供する設計図書による。
- (4) 業務委託の期間 契約締結の日の翌日から起算して120日間
- (5) 入札方式 大牟田市契約規則第7条第1項に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）

2 入札参加に必要な資格

- (1) 令和7年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・市内業者）、令和7年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・準市内業者）又は令和7年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（委託・県内業者）に業種が土木設計で登録されている者（以下それぞれ「市内業者」、「準市内業者」又は「県内業者」という。）
- (2) 公告の日から9に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成5年7月11日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者

- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) この入札に参加する他の入札者と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成31年4月1日施行）第2条各号に定める関係を有する者でない者
- (6) 令和3年度以後に、国又は地方公共団体が発注した内径800ミリメートル以上の管更生工法による下水道の詳細設計業務委託を元請で履行し、かつ、成果物を引き渡した実績（特定業務委託共同企業体（技術力等を集結し、経営力や施行能力等を補完し、又は強化することを目的として業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。以下同じ。）を構成する者（以下「構成員」という。）としての実績にあっては、出資比率（構成員の出資額をその属する特定業務委託共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。以下同じ。）が当該特定業務委託共同企業体の他の構成員の出資比率を上回る構成員としての実績に限る。）を有する者
- (7) この入札に係る業務委託（以下「入札業務委託」という。）において、3月以上継続して雇用している者であって、次のアからウのいずれかに該当するものを管理技術者（業務の技術上の管理及び統括を行う者をいう。）として、次のアからイのいずれかに該当するものを照査技術者（成果物の内容の技術上の照査を行う者をいう。）として、それぞれ配置することができる者
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（以下「技術士」という。）であって、同法第32条第1項に規定する技術士登録簿（以下「技術士登録簿」という。）に登録を受けている技術部門が総合技術監理部門であるもの（合格した同法第6条の規定による技術士試験の第2次試験（以下「第2次試験」という。）の試験科目が上下水道部門の必須科目の上下水道一般及び上下水道部門の選択科目の下水道であるものに限る。）
 - イ 技術士であって、技術士登録簿に登録を受けている技術部門が上下水道部門であるもの（第2次試験の選択科目が下水道であるものに限る。）

ウ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会のシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程（平成3年6月1日施行）第8条第1項に規定するRCCM登録システムに登録された者（登録を受けた技術部門が下水道部門である者に限る。）

- (8) 本市（企業局を含む。以下この(9)において同じ。）と締結している業務委託に係る契約（仮契約、この入札以外に入札に係る契約締結前の落札者（落札者が特定業務委託共同企業体である場合における構成員を含む。）である場合における当該締結前の仮契約及び契約並びに特定業務委託共同企業体の構成員として締結している仮契約及び契約を含む。以下この(9)において同じ。）であって、次に掲げる契約以外のものの件数が、市内業者又は準市内業者のうち令和7年度に市内業者と同等と本市が認定したもの（以下「認定業者」という。）にあつては2件以内、準市内業者のうち認定業者でないもの又は県内業者にあつては0件である者

ア 随意契約により締結している契約

イ 本市が行った入札により締結している契約であつて、当該入札における予定価格（入札書比較価格）が4,545,455円未満であるもの

ウ 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（履行期間に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

エ 災害復旧に関する業務委託に係る契約

3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、大牟田市入札心得（電子入札）、大牟田市契約規則、大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱、大牟田市電子入札試行要綱（令和4年4月1日施行）、条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市業務委託契約約款、設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）

(2) 日時 令和8年5月7日（木）から同月25日（月）まで（日曜日及

び土曜日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 設計図書の入手

設計図書は、入札参加を希望する者が電子入札システム(大牟田市契約規則第 7 条第 1 項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。)の入札情報公開サービスにより入手するものとする。

5 業務委託の内容に関する質問書の提出先及び期間

業務委託の内容に関する質問書の提出は、ファックス又は電子メールによるものとする。

- (1) 提出先 大牟田市企画総務部契約検査室
- (2) 期間 令和 8 年 5 月 7 日(木) から同月 14 日(木) まで
- (3) ファックス番号 0944-41-2592
- (4) メールアドレス e-keiyakukensa01@city.omuta.fukuoka.jp

6 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和 8 年 5 月 18 日(月) から同月 25 日(月) まで(日曜日及び土曜日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和 8 年 5 月 18 日(月) から同月 25 日(月) まで

7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類(以下「業務委託費内訳書等」という。)とする。なお、(2)及び(3)に掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

- (1) 業務委託費内訳書
- (2) 同種又は類似業務委託の履行実績調書(様式第 1 号)
2(6)に規定する実績について記載すること。
- (3) 配置予定技術者等の資格調書(コンサル)(様式第 2 号)
2(7)に規定する条件を満たす資格等について記載すること。

8 入札の方法

- (1) 入札は、8(2)に該当する場合を除き、電子入札システムにより電子入札を行うものとし、必要な事項を入力の上、業務委託費内訳書等を大牟田市電子入札試行要綱第 7 条第 2 項に定めるところにより作成し、入札書に添付して提出すること。電子入札の期間は、次に定める入札書受

付開始日時から入札書受付締切日時までとする。

ア 入札書受付開始日時 令和8年5月19日（火）午前8時

イ 入札書受付締切日時 令和8年5月22日（金）午後10時

ウ 電子入札システムの稼働時間 午前8時から午後10時まで

- (2) 大牟田市電子入札試行要綱第8条各号のいずれかに該当する者は、紙による入札を行うことができるものとする。この場合において、紙による入札参加者は、紙入札方式参加届出書（様式第3号）、紙入札用入札書（様式第4号）及び業務委託費内訳書等を封入したものを、次に定める入札書受付開始日から入札書受付締切日までに、持参により提出するものとする。なお、紙入札方式参加届出書及び紙入札用入札書については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

ア 入札書受付開始日 令和8年5月19日（火）

イ 入札書受付締切日 令和8年5月22日（金）

ウ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出先 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）

- (3) 入札執行回数は、1回とする。
- (4) 入札参加者（紙による入札参加者を除く。）は、開札の前であって企業管理者が認める場合に限り、辞退届を電子入札システムで提出することにより当該入札を辞退することができる。ただし、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回を行うことはできない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格とすること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 電子入札システム上

(2) 日時 令和8年5月25日（月）午前10時

10 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札の結果、14で設定する最低制限価格から13で定める予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格によ

る入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより最低価格入札者を決定する。

- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が2に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最低価格入札者が10(2)の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。
- (4) 10(3)の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、10(1)から10(3)までの規定を適用する。

1.1 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

1.2 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、大牟田市企業局契約事務規程第2条において準用する大牟田市契約規則第23条の2第1号、第2号又は第6号に該当する場合は、免除とする。

1.3 予定価格（入札書比較価格）

11,240,000円

1.4 最低制限価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

1.5 入札の無効

- (1) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の入力又は記載をした者が行った入札並びに入札心得（電子入札）において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1 6 失業者義務吸収人員

無

1 7 その他

- (1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
- (2) 入札者は、入札心得（電子入札）及び条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件
前金払 有
部分払 無
- (5) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、大牟田市企業局契約事務規程第2条において準用する大牟田市契約規則及び大牟田市電子入札試行要綱によるものとする。
- (6) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。